

筑前町告示第 106 号

筑前町建設工事最低制限価格制度実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 10 月 1 日

筑前町長 田 頭 喜 久 己

筑前町建設工事最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町が一般競争入札又は指名競争入札により発注する建設工事の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 の規定により準用する場合も含む。）の規定に基づき最低制限価格を設ける場合の基準及び事務の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 この告示の対象となる工事は、町が発注する建設工事のうち、競争入札に付する工事（以下「対象工事」という。）とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、その限りではない。

(最低制限価格の算定)

第 3 条 最低制限価格の算定は、次のとおりとする。

(1) 予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を最低制限比較価格とし、その額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額を最低制限価格とする。ただし、その額が予定価格に 100 分の 92 を乗じて得た額を超える場合にあっては 100 分の 92 を乗じて得た額とし、予定価格に 100 分の 75 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、100 分の 75 を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 100 分の 68 を乗じて得た額

(2) 特に必要があると認める場合には、前号の算定方法にかかわらず、100 分の 75 から 100 分の 92 までの範囲内で、町長が定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

(最低制限価格の設定)

第 4 条 対象工事に係る請負契約等を競争入札に付そうとする場合において、最低制限価格を設定するときは決裁をうけるものとする。

(最低制限価格の周知)

第 5 条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、最低制

限価格が設定されていること及びその金額を周知するものとする。

2 入札担当課長は、入札執行の際に最低制限価格が設定されていることを説明するものとする。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年11月1日から施行する。